

# 事業承継のポイント

税理士法人しんぼ会計 代表社員 真保裕行

税理士法人しんぼ会計

〒156-0044東京都世田谷区赤堤2-9-4

TEL : 03-6379-1451 <http://www.corevalue.jp/>

# 事務所紹介

税理士法人しんぼ会計

代表 真保裕行(しんぼひろゆき)

## 真保裕行（しんぼひろゆき）略歴

- 東京都世田谷区出身。明治大学卒業
- 2004 真保税理士事務所設立
- 2014 税理士法人しんぼ会計設立  
代表社員に就任
- 現在は通常の顧問業務、相続税の申告業務の他、資産家へのコンサルティング、小学生への租税教室などを通じ、地域に根差した事務所を目指している
- 2007 MTVジャパン主催  
ロック検定2・3級合格
- 2015 クレド経営アドバイザー賞を受賞
- 修身教育を学ぶ読書会を主催



## ① 後継者対策

事業承継を行う上で一番重要なのが、後継者の選定（準備が大切）  
親族内承継・社員役員及び従業員への承継・外部承継（M&A）

## ② 経営権対策

会社の重要な決定事項は、株主総会によって決議されるので、発行済株式総数の3分の2以上を議決権割合を確保することが望ましい

## ③ 相続対策

決算書の内容から、相続対策につながるアドバイスが可能  
また事業承継対策においては、株式を後継者に集中させる必要があるため、他の相続人の遺留分に留意する必要がある

## ④ 株価対策

株価対策は、譲渡直前に行うスポット的な対策（役員退職金など）と恒久的な対策（会社規模拡大）がある

## ⑤ 納税対策

換金化の難しい非上場株式多い場合は、納税資金対策必要

## ① 後継者対策

### 後継者の選定

事業承継を行う上で一番重要なものは、後継者の選定

後継者の候補としては、  
親族内承継・社内役員及び従業員への承継・外部承継(M&A)

後継者を選定した後は、オーナーから事業を引き継いでいくが、助走期間を含め、相当の時間がかかるため、後継者の選定は早めに行っておく必要

### 事例

- ① お孫さんの進路までアドバイス
- ② どんな規模でも事前準備が必要だと痛感した事例

## ② 経営権対策（株主の確認）

### 『株主は誰か？』を確認

実際の株主・名義借り・配当金の支払いの有無、法人税申告書の別表二、過去の贈与、議事録（譲渡制限会社）など

#### ① 株主名簿の確認（法人税の別表2は株主名簿ではない）

##### 【記載事項】

- ・株主の氏名（名称）、住所
- ・株式の数（種類株式はその種類とその数）
- ・株式取得日
- ・株券番号（株券発行会社のみ）

#### ② 譲渡制限会社の書類の確認

株式譲渡承認請求書、株式譲渡承認通知書、取締役会議事録、贈与契約書など

### 株主の整理

#### ① 将来的にどのような株主構成にしたいか？ .....三代先くらいまでの後継者の確認

#### ② 名義株主の整理

### 株価の確認

相続・贈与の株価、売買での株価

### どのように承継するか

通常の生前贈与、特例事業承継税制の活用、従業員持株会、持株会社など

## ② 経営権対策（株主の確認）

株主名簿とは、株主（株券発行会社においては株主および株券）に関する事項を明らかにするため、会社法の規定により作成することが義務づけ

《 株主名簿への記載事項 》（株主名簿には法定の書式はありません）

- ① 株主の氏名又は名称及び住所
- ② 株主の有する株式の数（種類株式発行会社は、株式の種類及び種類ごとの数）
- ③ 各株式の取得年月日
- ④ 株券を発行している場合には株券の番号

※会社設立後は必ず株主名簿を作成し、株式の移転があったときは速やかに名簿の書き換えを行う

### 【会社法】

（株主名簿）第二百十一条

株式会社は、株主名簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下「株主名簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 株主の氏名又は名称及び住所
- 二 前号の株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 三 第一号の株主が株式を取得した日
- 四 株式会社が株券発行会社である場合には、第二号の株式（株券が発行されているものに限る。）に係る株券の番号

## ② 経営権対策（株主の確認）

### 会社の株式がバラバラになってしまった原因

- ① 相続税対策のために、多くの親族へ贈与した
- ② 過去に増資を繰り返した結果、従業員や親族に広く割り当てた

### 経営権を失う危険性

- ① 取締役（役員）を解任される恐れ
- ② 重要事項の決定への反対により、経営状況の悪化

### 株式を分散させない対策

- ① 贈与制度の活用（暦年贈与・相続時精算課税贈与・納税猶予制度）
- ② 会社法務の活用（相続人等から株式を買い取る場合の特例・金庫株の活用など）

### 名義株式の整理

《名義株式》とは、他人名義を借用して、株式の引き受け、払込みがなされた株式  
旧商法では、株式会社を設立する際に発起人の最低人数が7名とされていたため、  
創業者だけでは足りず、親族、従業員、知人などの名義を借用するケースが散見  
※当事者が元気なうちに名義株式は整理しておくことが望ましい

### 定款・謄本等チェック事項

- ☐ 定款が存在するか？
- ☐ 現在の事業内容と定款の目的が一致しているか？
- ☐ 発起人の確認を行い、設立当初の株主を確認
- ☐ 株券不発行会社となっているか？  
平成18年4月30日までは原則、株券発行会社
- ☐ 役員の任期は何年か？（株式会社は最長10年）
- ☐ 株式譲渡制限会社か？（承認機関はどこか？）  
→登記簿謄本の「株式の譲渡制限に関する規定」
- ☐ 事業承継に有利な定款規定が盛り込まれているか？  
→相続人から株式会社の株式を買い取る規定

## ② 経営権対策（定款の確認）

### 株券発行会社のチェック（登記簿謄本）

株券発行会社とは、

- ① 紙に印刷した株券を実際に発行しているかどうかは関係ない
  - ② 登記簿謄本の「株券を発行する旨の定め」という欄に「当会社の株式については、株券を発行する」と書いてあれば、株券発行会社に該当する
- 平成18年に施行された会社法で、株券は原則不発行に

|             |                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------|
| 株券を発行する旨の定め | 当会社の株式については、株券を発行する<br>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記 |
| 資本金の額       | 金1000万円                                                  |

#### 会社法第128条（株券発行会社の株式の譲渡）

株券発行会社の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない  
→譲渡・贈与をする前に株券「不」発行会社に変えてから（株主総会の特別決議）、実行する

## ② 経営権対策（定款の確認）

### 株式の譲渡制限

「第〇条 当会社の株式を譲渡により取得するには、●●●の承認を受けなければならない。」

会社法第139条（譲渡等の承認の決定等）

株式会社が第136条又は第137条第1項の承認をするか否かの決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りではない。

「別段の定め」として「代表取締役」と定めることは有効か？無効か？

勝訴50%、敗訴50%

→ 株主総会の承認がおすすめ

## ② 経営権対策（定款の確認）

### 相続人から株式会社の株式を買い取る規定

「第〇条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。」

会社法第174条（譲渡等の承認の決定等）

株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

通常は、特定の株主のみから株式を取得する場合は、他の株主に対して売主追加請求権があることを通知しなくてはならず、意中の株主から確実に取得することが出来ない可能性がある（会社法第160条）

→ 相続人から取得する場合は、上記の規定は適用されないので、ピンポイントで相続人から取得できるチャンス

## ② 経営権対策（最低でも議決権の1/2超、目標は2/3以上の確保）

| 発行済株式数への割合      | 内容            | 会社法       |
|-----------------|---------------|-----------|
| 2/3以上<br>(特別決議) | 定款の変更         | 309条2項11号 |
|                 | 資本金の減少        | 309条2項9号  |
|                 | 合併、分割、交換、移転   | 309条2項12号 |
|                 | 事業譲渡、事業譲受     | 309条2項11号 |
|                 | 会社解散          | 309条2項11号 |
|                 | 特定の者からの自己株式取得 | 309条2項2号  |
| 1/2超<br>(普通決議)  | 取締役の選任及び解任    | 329条・341条 |
|                 | 取締役の報酬額の決定    | 361条・387条 |
|                 | 決算書類の承認       | 438条2項    |
|                 | 自己株式の取得       | 156条      |

## ② 経営権対策（社外株主に議決権の1／3超を保有させない）

| 発行済株式数への割合       | 内容                    | 会社法  |
|------------------|-----------------------|------|
| 1／3超<br>（経営権に関与） | 特別決議（2／3以上）に対して拒否権を持つ |      |
| 3％以上             | 株主総会招集請求権             | 297条 |
|                  | 取締役の解任請求権             | 854条 |
|                  | 会計帳簿（決算書、元帳、領収書の閲覧権   | 433条 |
| 1株以上             | 株主議決権                 |      |
|                  | 剰余金配当請求権              |      |
|                  | 株式買取請求権               |      |
|                  | 株主代表訴訟提起権             |      |
| 単元未満株式           | 株主総会での議決権を有しない        | 308条 |
| 自己株式             |                       |      |
| 相互保有株式           |                       |      |

| 種類株式             | ポイント                                       |
|------------------|--------------------------------------------|
| 譲渡制限株式           | その株式の譲渡（贈与）による取得について会社（取締役会又は株主総会）の承認が必要   |
| 取得条項付株式          | 一定の事由が生じた時に、会社が株主に株式を売渡請求することが出来る          |
| 全部取得条項付株式        | 会社が株主総会の特別決議により全株式を取得                      |
| 議決権制限株式          | 一定の事項についてのみ決議に参加（無議決権化も可能）                 |
| 拒否権付種類株式（黄金株）    | 株主総会・取締役会で決議すべき事項について、拒否権をつけた株式の株主総会の決議が必要 |
| 役員選任権付株式         | 取締役の選任権を特定の株式に付与                           |
| 取得請求権付株式         | 株主が会社には株式の買取をするように請求                       |
| （剰余金の）配当優先・劣後株式  | 配当金を多く出す株式、少なく出す株式を決める                     |
| （残余財産の）分配優先・劣後株式 | 解散時に残余財産を多く出す株式、少なく出す株式を決める                |

#### ※発行手順

- (1) 新たに種類株式を発行→特別決議で、定款変更と増資の承認決議が必要
- (2) 既存の株式を種類株式に変更する場合  
→特別決議で、定款変更の承認決議が必要+全株主の同意が必要

## 譲渡制限株式

株式について、その譲渡（贈与）に会社の承認を必要とするという形で、その譲渡を制限された株式をいいます。

## 確認方法

会社の登記簿謄本の【株式譲渡制限に関する規定】

「当会社の株式を譲渡するには、〇〇〇の承認を受けなければならない」  
〇〇〇は承認機関で、『取締役会』や『株主総会』など様々です。

## 譲渡制限会社の株式を譲渡する場合の手続きの流れ

- ① 譲渡人である株主から承認機関に対して株式譲渡の承認請求
- ② 承認機関で、株式譲渡の承認
- ③ 譲渡人、譲受人間で株式の譲渡（贈与）契約の締結
- ④ 譲渡人、譲受人が共同して株主名簿の書換を会社に請求
- ⑤ 株主名簿書換
- ⑥ 譲受人から株主名簿記載事項証明書の請求
- ⑦ 会社から、株主名簿記載事項証明書の交付

## ②経営権対策（自社株贈与に関する手続）

1. 贈与契約書の作成（贈与者、受贈者各 1 通ずつ保管）
2. 株式の譲渡承認申請書の作成  
※株式譲渡制限会社の場合
3. 株式譲渡承認に関する臨時株主総会又は取締役会の開催・議事録の作成
  - ・株式譲渡の承認機関が株主総会の場合… 臨時株主総会議事録
  - ・株式譲渡の承認機関が取締役会の場合… 取締役会議事録

### 【その他必要に応じて作成する書類】

- ・株主名義書換請求書の作成
  - 株式を譲り受けた者が会社に対し「自分が株主であること」を主張するためのもの

# 株式譲渡承認請求書

私 甲野一郎 は、下記株式を譲渡するにあたり、御社取締役会において、その譲渡を承認していただきたく、ここに請求いたします。

|         |      |         |
|---------|------|---------|
| 譲渡する株式数 | 普通株式 | 1 5 0 株 |
|---------|------|---------|

|       |    |                  |
|-------|----|------------------|
| 譲渡の相手 | 住所 | 東京都新宿区神楽坂○丁目△番×号 |
|       | 氏名 | 甲野 太郎            |
|       | 株数 | 1 5 0 株          |

令和○年○月○日

|         |    |                  |
|---------|----|------------------|
| 譲渡承認請求者 | 住所 | 東京都新宿区神楽坂○丁目△番×号 |
|         | 氏名 | 甲野 一郎 印          |

東京都新宿区揚場町○丁目△番×号  
株式会社 ABC製作所 御中

令和○年○月○日

甲野一郎 殿

株式会社 ABC 製作所  
代表取締役 山田 春雄

## 株式譲渡承認通知書

令和○年○月○日付の貴殿からの下記譲受人に対する株式譲渡の承認請求を受けましたが、令和○年○月○日付当社取締役会において承認されましたので、ここに通知致します。

### 記

|       |     |                  |
|-------|-----|------------------|
| (譲受人) | 住 所 | 東京都新宿区神楽坂○丁目△番×号 |
|       | 氏 名 | 甲野 太郎            |
|       |     | 普通株式 1 5 0 株     |

# 取締役会議事録

1. 日 時：令和○年○月○日 午後1時00分から2時00分

2. 場 所：当会社本店会議室

3. 議 長：代表取締役 山田 春雄

4. 出席役員：取締役 山田 春雄  
取締役 山田 秋夫

5. 議事の経過の要領及び結果：

議長は、開会を宣し、本取締役会の付議議案の決議に必要な定足数を充足した旨を告げた後、議事に入った。

なお、取締役である甲野一郎は、今回の議案に関して特別の利害関係があるため、取締役会決議に参加しなかった。

## 議案 株式の譲渡承認の件

議長は、甲野一郎より当社の普通株式150株を株式譲渡請求書の通り譲渡したい旨の申し出があったことを述べて定款の規定により本取締役会においてその承認を行う必要があることを説明し、その承認を議場に諮ったところ、全員一致でこれを承認可決した。

(次ページへ続く)

## 記

1. 譲渡人 住所 東京都新宿区神楽坂○丁目△番×号  
氏名 甲野 一郎  
譲受人 住所 東京都新宿区神楽坂○丁目△番×号  
氏名 甲野 太郎  
株式数 150株  
金額 0円  
譲渡日 令和○年○月○日

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

上記決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び出席取締役が次に記名押印する。

令和○年○月○日

株式会社 A B C 製作所 取締役会  
議長・議事録作成者  
代表取締役 山田 春雄 印  
取締役 山田 秋夫 印

# 贈与契約書

贈与者 甲野一郎 は、受贈者 甲野太郎 に、下記の財産を贈与し、受贈者 甲野太郎 はこれを受諾した。

(贈与財産の表示)

銘柄 株式会社 ABC 製作所

株数 150 株

以上の契約を証するため、本契約書を2通作成し、署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和○年○月○日

贈与者

(住所) 東京都新宿区神楽坂○丁目△番×号

(氏名) 甲野 太郎 印

受贈者

(住所) 東京都新宿区神楽坂○丁目△番×号

(氏名) 甲野 一郎 印

※赤字は自署

### ③相続対策（引き継ぎたくなる会社）

#### 黒字化対策

後継者が引き継ぎたい会社になっているか  
財務内容が充実すれば、経営者保証がなくなるケースも  
会社にお金を残す方法  
→ 利益の1/3は会社、1/3は従業員、1/3は税金

#### 経営者保証ガイドラインの3要件

##### →借入金の個人保証（事業を引き継ぐ際の問題点の一つ）

1. 資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区別・分離されているか？
2. 財務基盤が強化されていて、法人のみの資産や収益力で返済が可能か？
3. 金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されているか？

→上記の3要素の全てまたは一部を満たせば、中小企業は経営者保証なしで融資を受けられる可能性がある  
すでに提供している経営者保証を見直すことができる可能性がある

### ③相続対策（引き継ぎたくなる会社に）

#### 経営者の時間の使い方

事業において経営者の時間の使い方が収益力向上のために重要

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ①職人（自分の能力を使った業務、現場仕事）           | % |
| ②マネジャー（社内の管理業務）                 | % |
| ③起業家（会社のビジョン作成、新しいことに取り組む、広報活動） | % |

#### 経営者の時間配分

① 幼年期（一人で事業をしている場合）

職人：70%、マネジャー：20%、起業家：10%

② 青年期（社員が1名から29名の時）

職人：33%、マネジャー：33%、起業家：34%

③ 成熟期（社員が30名以上）

職人：10%、マネジャー：20%、起業家：70%

「成功する人たちの起業術 はじめの一步を踏み出そう」 マイケル・E・ガーバー

### ③相続対策（決算書からのアドバイス）

#### 現金・保険積立金

- 現社長の退職金を支払うことが出来る資産があるか？
- 半損タイプであれば資産計上されているため、解約・満期の時に、どれ位の解約返戻金があるのか？
- 過去加入の全損タイプであれば、資産計上されていないため、漏れやすい項目に。解約・満期の時に、どれ位の解約返戻金があるのか？

#### 役員借入金

- 経営者からの役員借入金は、その経営者の相続発生の際に相続財産に
- 決算書に繰越欠損金（別表七）がある場合で、役員への返済が難しい場合、債務免除益を計上  
（注）債務免除益を計上することで、会社の純資産の額が増加し債務超過が解消されて一株当たりの株価が増加し他の株主へ贈与したとみなされる
- この役員借入金を経営者の相続人に生前贈与し、減額することも

### ③相続対策（決算書からのアドバイス）

#### 貸借対照表の純資産

→株価の大まかな判断として、純資産÷株式数

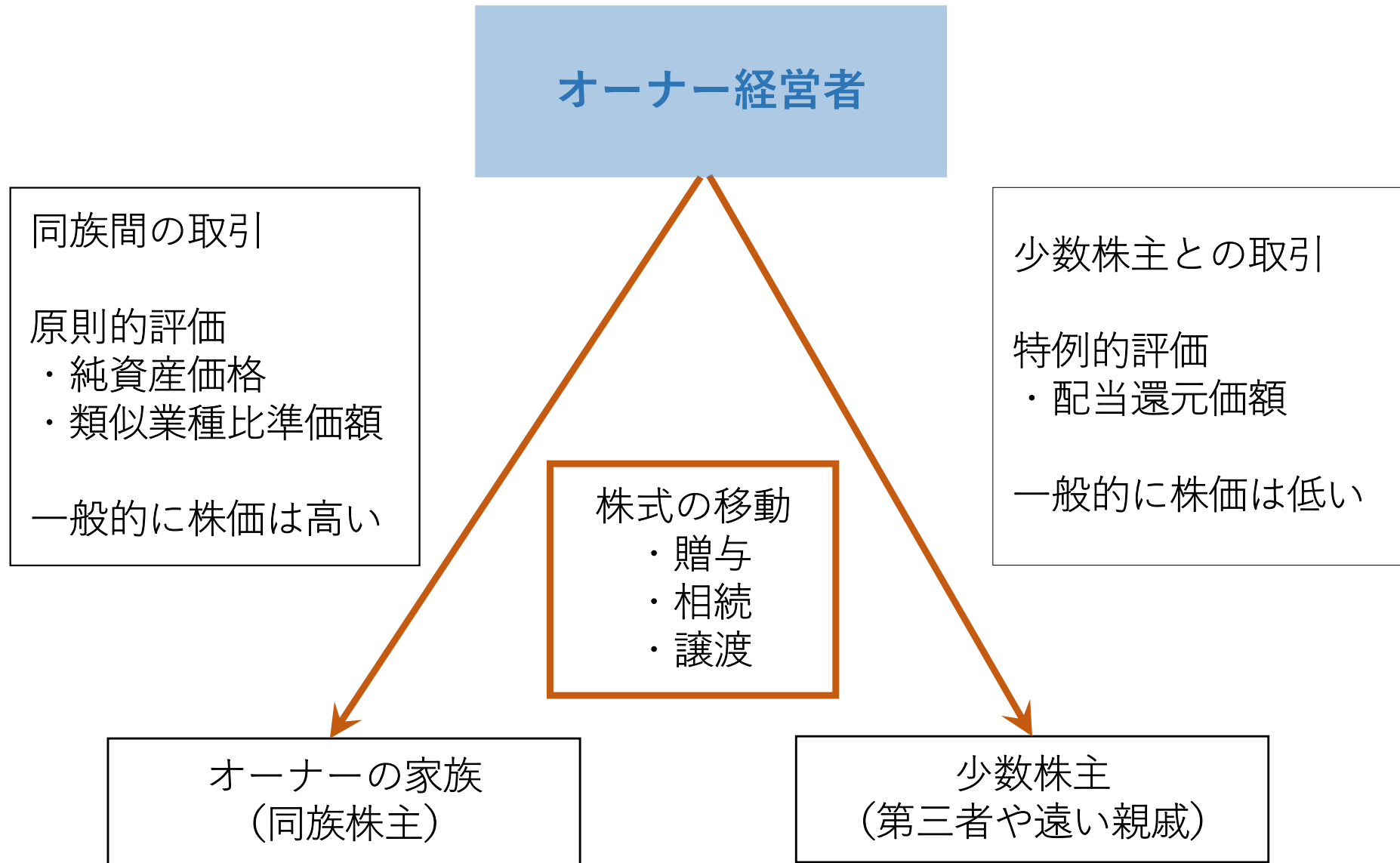
繰越利益剰余金（創業からの会社の利益の積み重ね）÷会社の年数  
＝およその毎年の利益額

#### 損益計算書の営業利益（経常利益）

→ 毎年利益が出ていれば、年々株価が上がっている場合が多い

→ 利益が出る＝事業継続性が高い

#### ④株価対策（株主間の関係性と株式の評価方法）



## ④株価対策（役員退職金活用のポイント）

### 1. 役員退職金の損金算入限度額（目安）

最終月額報酬×役員勤続年数×功績倍率

※功績倍率：会社への功績、規模、利益水準等によって異なります。

### 2. 分掌変更時、役員退職金が損金として認められるための最低条件（3つ）

- ① オーナーが役員を退任し、実質的に会社の経営を後継者に委譲していること
- ② 役員退任後の給与が、退任前の1/2以下に引き下げられていること
- ③ 役員退職金の支給額が役員退職金規定及び株式総会の決議に基づいていること

- ・ メールやチャットツールなどを介して役員や社員と報連相をしているか？
- ・ 代表取締役の名刺を使っているか？
- ・ 議事録、稟議書、報告書などへの氏名の記載、押印はあるか？
- ・ 取締役会、経営幹部会、営業会議などに出席しているか？（WEBを含む）  
→意思決定、決済に関わっているか？

### 3. 退職金支給のための資金調達が必要（事業保険、借入金等）

### 役員退職金が過大になる場合

#### 1. 損金不算入となるケース

法人税法上、以下の場合には役員退職金が損金不算入に

① 役員退職金と認められず、「役員賞与」と認定された場合（全額）

② 役員退職金が過大であると認定された場合（過大部分）

※過大役員退職金として損金不算入となった場合であっても、退職を起因として支給されたものであれば、所得税法上は「退職所得」に

#### 2. 過大な役員退職給与の額

内国法人が退職した役員に対して支給した退職給与の額が、法人の業務に従事した期間、退職の事情、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する役員給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額（法令70条2項）

→最終的には、支給金額と諸事情を勘案し、実態で判断

（例）創業後何十年も社長である、会社を著しく成長させた

## ⑤納税対策（自社株の承継方法）

| 手法         |           | 対策イメージ                   | 対策期間             | 特徴                      |
|------------|-----------|--------------------------|------------------|-------------------------|
| 贈与         | 暦年贈与      | 毎年定期的に少額を贈与              | 長期               | 贈与税負担は少ないが時間がかかる        |
|            | 相続時精算課税贈与 | 株価減少時期に多額を贈与             | 短期               | 株価の低い時期にまとめて実行          |
| 譲渡<br>(売買) | 個人間売買     | 株価減少時期に自己資金で買取り          | 短期（買取資金により長期もあり） | 株式売却による譲渡税              |
|            | 持株会社による買取 | 株価減少時期に持株会社による買取り        | 短期（買取資金により長期もあり） | 株式売却による譲渡税              |
|            | 従業員持株会の活用 | 株式が社外に流失しない              | 短期               | 同族株主のシェアが低くなる           |
| その他        | 納税猶予      | 株式継続保有などを条件に相続税・贈与税を全額猶予 | 長期（相続時）          | 免除ではないため、要件を満たさないと課税される |
|            | 種類株式発行    | 他の株主の議決権を制限              | 長期（持株は減少しない）     | 種類株式に関する発行理由の検討         |

## ⑤納税対策（親族内承継における株式の贈与と譲渡の判断のポイント）

|                    | 後継者へ贈与                        | 後継者に譲渡               | 後継者法人へ譲渡             |
|--------------------|-------------------------------|----------------------|----------------------|
| オーナーの対価<br>（資金ニーズ） | 受け取れない                        | 受け取れる                | 受け取れる                |
| 後継者の資金調達<br>（借入等）  | 原則不要<br>（贈与税分は必要）             | 必要                   | 必要                   |
| 資金調達に対する返済方法       | 役員報酬の増額、現金の贈与等                |                      | 配当金等                 |
| 税金の種類              | 贈与税                           | 所得税・住民税              | 所得税・住民税              |
| メリット               | オーナーから後継者に無償で株式を移転できるが、贈与税が課税 | オーナーは譲渡代金を受け取ることができる | オーナーは譲渡代金を受け取ることができる |
| デメリット              | オーナーに資金ニーズがある場合は適さない          | 後継者はそのための資金を調達する必要あり | 後継者はそのための資金を調達する必要あり |

## ⑤納税対策（事業承継税制の選定先のポイント）

**事業承継が（ある程度）決まっている（特に後継者が決まっている）**

**経営者の株価総額が1億円超、会社の純資産価額が5億円超**

→ 評価が高くなければ暦年贈与、精算課税贈与の提案

**資産管理型会社（不動産賃貸業等）に該当しない**

→ 該当した場合は事業承継税制が使えないので、他の対策を提案

**事業承継税制の要件整備が可能である**

- ・ 中小企業基本法上の中小企業者である
  - ・ 現経営者が代表取締役を辞任
  - ・ 後継者が取締役就任後3年以上
- この適用は、2027年12月31日までの贈与・相続が対象になり、  
贈与においては、2027年12月31日までに、後継者は役員就任後3年を経過していることが要件なので、2024年12月末までに役員に就任していることが必要（相続の場合は直前に役員でも可）
- ・ 現経営者が筆頭株主（現経営者親族で50%の株式を保有）

## ⑤納税対策（M&Aで譲渡しやすい会社）

| 譲渡しやすい                                     | 譲渡しにくい                        |
|--------------------------------------------|-------------------------------|
| 会社が組織化されており、オーナーがいなくても事業が継続可能              | オーナーへの依存が大きく、オーナーがいないと事業が回らない |
| ストック型のビジネスで安定して利益計上                        | 赤字事業、債務超過事業、過大な借入金がある事業       |
| 特殊な技術や特許を保有している                            | 売上や仕入の大部分を1社に依存している           |
| ニッチな市場やエリアでNO.1                            | 株式が大勢に分散している                  |
| 介護、ビルメンテ、調剤薬局、運送など提供サービスが均一化でき規模のメリットが効く業種 | 粉飾決算や、労務や事業取引の内容に重大な法令違反がある   |
| 病院、入札工事、産廃といった特定の許認可など算入障壁がある業種や地域にある      | 自社の売上が特定の営業マンや専門職などに依存している    |

## ⑤納税対策（M&A事業者の現状）

### M&A支援会社は、5年で3倍に

1,176業者（2018年）→3,037業者（2023年）

### M&A支援会社の代表例

- ・ M&A仲介会社（フルサービス）  
対象会社の売上高 1～100億円  
手数料 500万円以上
- ・ M&Aプラットフォーム・マッチングサイト  
対象会社の売上高 100万円～20億円  
手数料 10万円～2,000万円

（出典 2024.5.25 週刊東洋経済）

### M&A支店の課題

支援業務について免許等の条件がなく、業務内容の質や報酬の決め方にばらつきがある

# 本日のまとめ

- どんな規模の事業でも準備が大切
- 株主の確認
- 定款と登記簿謄本の確認
- 継ぎたくなる会社（黒字化）
- 決算書からのアドバイス